

ひとにやさしいまちづくり ハンドブック



仙台市

はじめに——ひとにやさしいまちづくり …………… 2

1. ひとにやさしいまち・やさしそっだけどちよつと違ふまち…………… 4

ひとにやさしいまち…………… 4

やさしそっだけどちよつと違ふまち…………… 5

2. お手伝いしましょうか？ …………… 9

1. 車いすを利用されている方とともに…………… 10

2. 耳の不自由な方とともに…………… 16

3. 目の不自由な方とともに…………… 19

4. 高齢の方とともに…………… 24

5. マナーを守ってひとにやさしいまちづくり…………… 25

3. 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例の概要 …… 27

1. 条例のあらまし…………… 28

2. 「公益的施設」と「指定施設」…………… 30

3. バリアフリー工事の補助制度について…………… 31

4. 基準等の基本的な考え方…………… 32

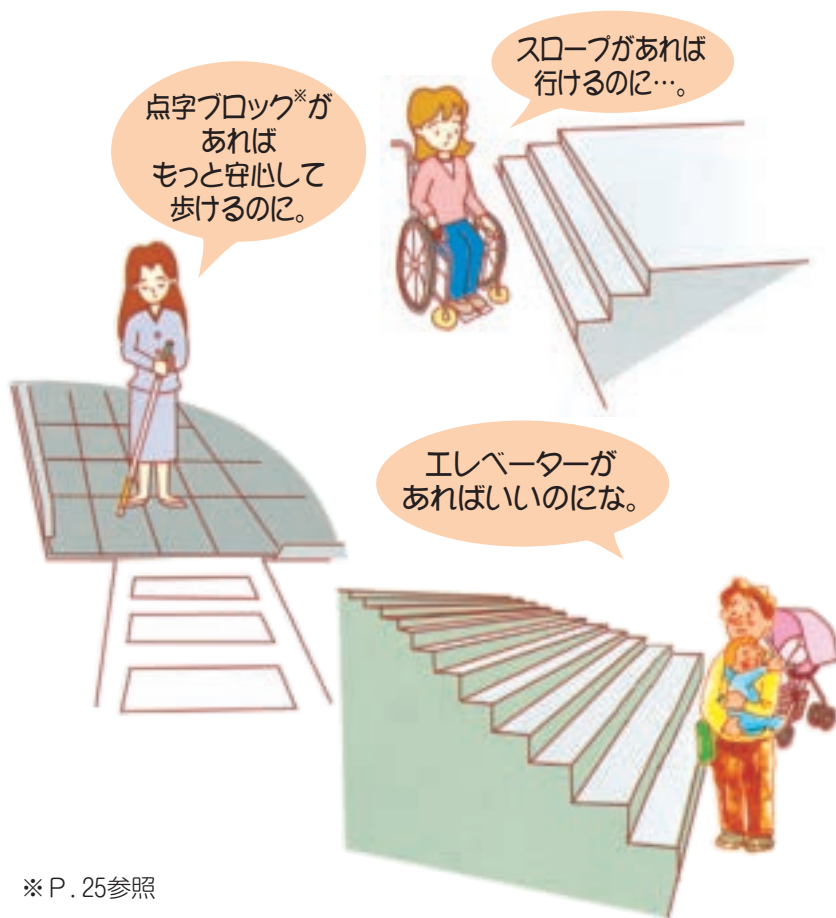
5. 整備基準の例…………… 34


4. ひとにやさしいまちづくり用語 …………… 39

ひとにやさしいまちづくり

高齢の方も、障害のある方も、気兼ねなく外出することができ、もし困っているときには、周りの人たちがお手伝いをしてくれる。

そんな「ひとにやさしいまち」をつくっていくことを目的に、仙台市では建物整備などのハード面、みなさんのちょっとした思いやりを呼びかけるなどのソフト面の両面からバリアフリーを推進しています。






入口が狭いよ。
もっと広ければ
通しやすいのに。


こんなシーンを
見たことが
ないでしょうか。



がないと
車いすを
降ろせないよ



手すりがないと、
怖いもんだ。



うーん、届かない

このようなバリアをなくすために「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」ができました。

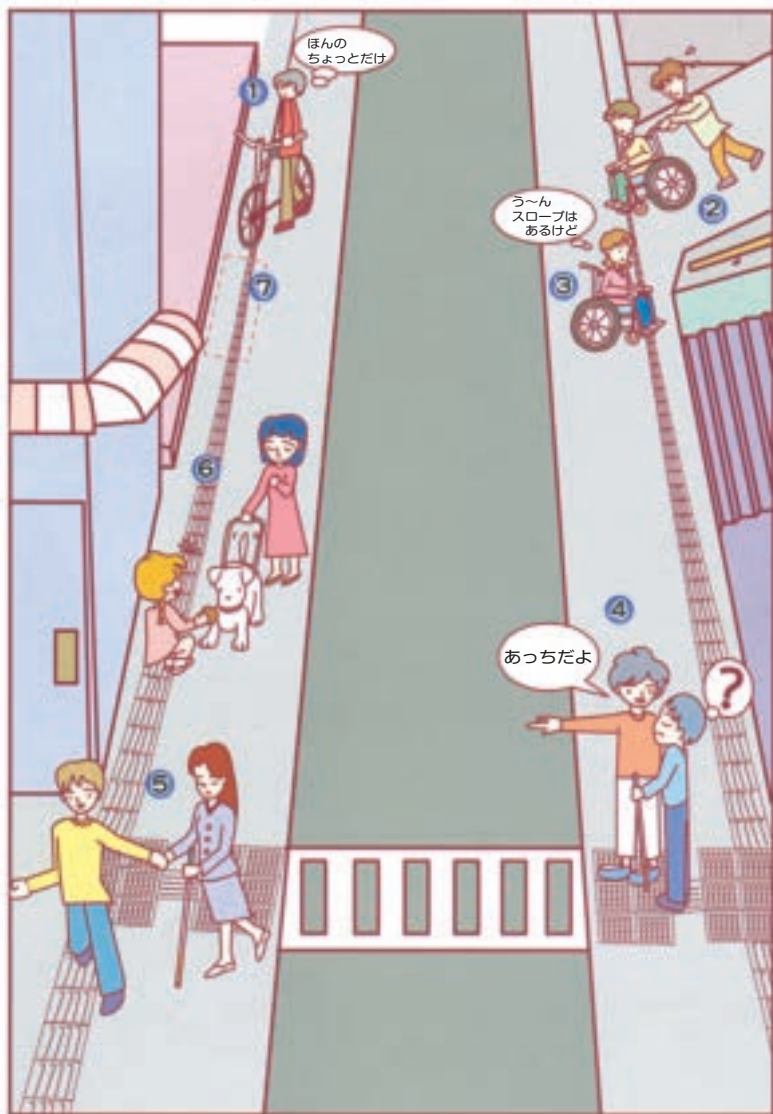
1. ひとにやさしいまち・やさしそうだけどちょっと違うまち

ひとにやさしいまち・やさしそうだけどちょっと違うまちを紹介しています。どこがやさしいのか・違うのか、ちょっと考えてみてください。
説明はP6・P7にあります。

ひとにやさしいまち



やさしそうだけどちょっと違うまち



ひとにやさしいまち

- ① 車いすで段差を越えるときは、ティッピングレバー（P10参照）をきちんと踏んで腕に体重をかけ押し下げていると、車いすを安定した形で持ち上げることができます。車いすに乗っている方も安心でき、介助する方も大きな力を必要としません。
- ② バスの乗降口の段差は、車いすを利用されている方だけでなく、高齢の方にも利用しにくいものです。リフト付のバスや段差を低くした低床バスが増えてきています。
- ③ 目の不自由な方に手を貸すときは、介助する方が半歩前を歩くことで介助される方に動きがつたわり、安心できます。この場合も目の不自由な方に右手、左手のどちらを貸すのがよいのか確認してください。
- ④ 高齢の方は、横断歩道を渡るのに時間がかかりがちです。荷物を持ったり、手をひいてあげるなどすることで、安心して横断することができます。
- ⑤ 音声式の信号機はまだまだ少ないものです。音がないと目の不自由な方は青になったかわかりません。迷っているようでしたら、「どちらにいかれますか。」と声をかけてください。
- ⑥ 高齢の方や車いすを利用されている方、子ども連れの方など、どなたでも利用しやすいひろびろトイレがあるなど、ひとにやさしい配慮がなされている店であることが外からわかります。
- ⑦ 点字ブロックは目の不自由な方を安全に誘導するためのものですので、点字ブロックの上には自転車や自転車を駐輪したり物を置かないでください。

やさしそうだけどちょっと違うまち

- ① 自転車だし、ちょっとの間とめておこなら…。そのちょっとが車いすを利用されている方や、目の不自由な方にとって、とても大きなバリアとなり、歩道を安全に通ることができなくなります。
- ② 急な下り坂では車いすに乗っている方は、車いすから落ちるのではないかと不安になります。後ろ向きでゆっくりと下りてください。
- ③ せっかくスロープがあるのに狭くて通りにくいですね。車いすを利用されている方でも通りやすい幅（120cm以上）としてください。
- ④ 目の不自由な方に道を尋ねられた時「あっちです。こっちです。」と方角を言ってもわかりません。「あなたから見て右の方向に〇mくらいです。」と具体的に言ってください。
- ⑤ 目の不自由な方は、手を引かれて案内されると案内する人と遠くなり、とても不安になります。ひじか肩をつかんでもらって案内してください。
- ⑥ 盲導犬は厳しくしつけられていますが、おやつをあげるなどすると本来の仕事に集中できなくなります。耳の不自由な方に電話やチャイムが鳴ったことを知らせる聴導犬や、手足が不自由な方のお手伝いをする介助犬にも同様に、仕事中に食べ物を与えないでください。
- ⑦ 弱視の方は、舗装と点字ブロックが同色では判別しにくいいため、せっかく敷設した点字ブロックも利用しにくいものになってしまいます。現在は黄色を基本とし、舗装の状況に応じて判別しやすい色の点字ブロックを設置しています。

ひとにやさしいまち・やさしそうでちょっと違うまちの説明を見て、いかがでしたか。既に知っていたこと、知らなかったことがあったと思います。

ここからのページでは次のことを考えてみましょう。

まちの中などで、高齢の方や障害のある方が困っているのを見かけたら、どうしたらいいでしょうか。

どんなバリアフリー整備をすると、誰もが使いやすい施設になるでしょうか。

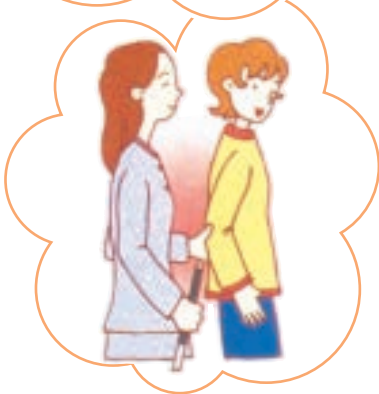
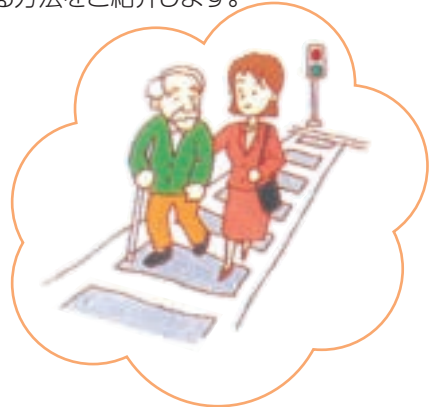


「ひとにやさしいまちづくり」を
学んで、みなさんで
バリアフリーなまち・仙台を
実現しましょう！

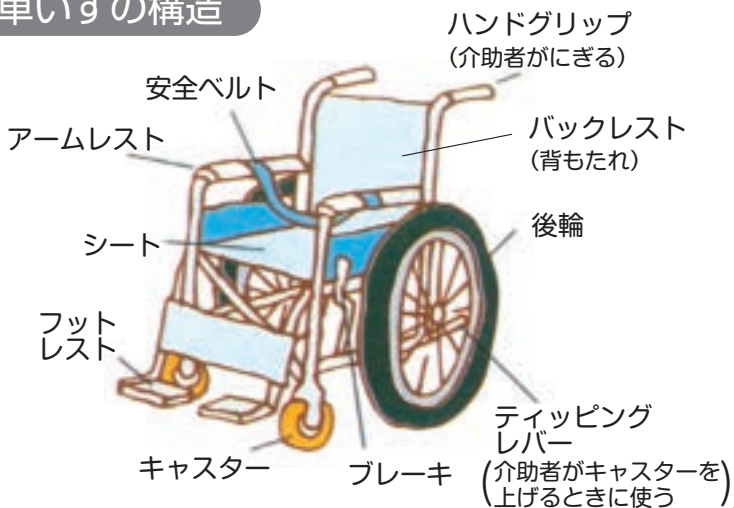
MAY I HELP YOU?

お手伝い
しましょうか？

高齢の方や障害のある方に出会ったときに
さりげなくお手伝いする方法をご紹介します。



車いすの構造



車いすのたたみ方

- ① ブレーキをかけ、フットレストを上げる。
- ② シートを持ち上げる。
- ③ 完全に折りたたむ。

注

車いすのタイプによっては、折りたたみ方が違うものや折りたためないものもあります。



1 車いすを利用されている方とともに

1 段差を上がる時 おりるとき

**段差を上がる時は、
まず前についているキャスターから。**

ティッピングレバーを踏み、キャスターを上げ、段の上に乗せます。次にハンドグリップをしっかりと持って、後輪を段差に押しつけながら持ち上げて、段差が上がります。

段差をおりるときは、後ろ向きで。

前からおりると、からだの前落ちてしまいます。まず車いすを後ろ向きにして、後輪を静かにおろし、キャスターを上げて車いすを後ろに引きます。最後にキャスターを静かにおろします。



2 溝を越えるとき

**キャスターを上げたまま、溝を越えて
向こう側にキャスターをおろします。**

キャスターが溝にはまってしまったら危険ですので、まず
ティッピングレバーを踏み、キャスターを上げて溝を越えます。



3 坂をおりるとき

ゆるやかな坂は前向きで。

ゆるやかな坂では前向きで、車いすを引くようにしながらおりにいきます。

急な下り坂は後ろ向きで。

急な下り坂では、後ろ向きで介助している方が支えながら、ゆっくりおります。



注

下り坂で前向きにおりるとき、急にスピードを落とすと、乗っている方が車いすから落ちてしまうので注意しましょう。

4 階段をのぼるとき おりるとき

階段をのぼる時は前向きのまま、
おりる時はうしろ向き。

まず、ブレーキをかけてから車いすを持ち上げ、ゆっくりと運びます。

3人で持ち上げる例



注

ハンドグリップ、アームレスト等が取り外しできる車いすの場合は、それらの部分を持つと危険です。使用している車いすに適した方法をとることが必要です。介助する前に、本人に確認しましょう。

5 車いすに乗っている方の移動介助

十分にコミュニケーションをとりながら。

介助の方法は、車いすに乗っている方の身体状況によって異なります。「どういう方法がよいのか」本人にまず確認し、安全に介助することが大切です。

介助例

ブレーキをかける



車いすの方の胸の上で手を組む



膝の下で手をつなぐ

2 耳の不自由な方とともに

1 口話（読話）

**口の動きを読み取ることで
伝え合う方法です。**

耳の不自由な方が口話をしているときは、口の動きがわかるように正面からはっきり話してください。ただし、口話には限界がありますので注意してください。



2 手話

手話は目で見てわかる視覚言語です。

耳の不自由な方たちの間で生まれ、発展してきたのが手話。最近、手話講習会などが開かれ、少しずつ広がってきています。

注

耳の不自由な方すべてが手話をできるわけではありませんので注意してください。



3 筆談

筆談は、手のひらや紙に文字を書いて伝え合う方法です。

確実に伝え合うことができる方法です。耳の不自由な方に話しかけられたら、気軽に筆談で応じてください。最近は、筆談に便利な用具や耳の不自由な方との会話を助けるためのさまざまな用具が開発されています。



4 病院や銀行などで——

身ぶりや手ぶり、肩をたたいて伝えてください。

耳の不自由な方は、呼ばれても聞こえませんので、病院や銀行でそのような様子を見かけたら、身ぶりや手ぶり、肩をたたいて伝えてください。



5 何か、たずねられたら——

筆談や身ぶり手ぶりでこたえてください。

耳の不自由な方から、何かものをたずねられたときは、手話ができなくても、筆談や身ぶり手ぶりなどで、こたえてください。



6 電話を頼まれたら——

耳の不自由な方にかわって、電話をかけてください。

耳の不自由な方が電話をする必要ができたときは、身近な人に頼みます。頼まれたら、かわって電話をかけてください。



3 目の不自由な方とともに

1 あいさつするとき

声をかけながら握手しましょう。

「こんにちは」「はじめまして」「よろしく」と、声をかけながら握手しましょう。目の不自由な方は握手することによって、相手の背の高さなどがわかります。



2 いっしょに歩くとき

肩やひじにふれてもらって、半歩前を歩いてください。

目の不自由な方と移動するときは、肩やひじにふれてもらって半歩前を歩いてください。ふれた肩やひじを通して、あなたの動きが伝わります。

階段では――

「階段です。のぼります」「階段です。おります」「終わりました」というように声をかけてください。また、段差があるときにも「一段のぼります」「一段おります」と声をかけると、安全です。



3 エスカレーターに乗るとき

片手をベルトに乗せてもらおうと安全です。

目の不自由な方の横に並び、合図をして、タイミング良く同時に同じステップに乗ります。

注 エスカレーターの利用に慣れていない方もいるので、エスカレーターと階段が併設されている場合は、どちらを利用するか本人に確認しましょう。



4 自動車に乗るとき

開いているドアのふちと車の屋根のへりに手をふれてもらおうと、乗りやすくなります。

ドアの開き具合や車の屋根の位置がわかると、車の向きや高さがわかります。頭をぶつけずにスムーズに乗ることができます。



5 道をたずねられたら――

**目の不自由な方を基準に
方向を伝えてください。**

「あっち」「こっち」というような代名詞で言っても方向がわかりにくいので、前、後ろ、左、右と、目の不自由な方を基準に伝えてください。

**横断歩道で見かけたら
声をかけてください。**

目の不自由な方は、信号が変わってもわからないときがあります。「青ですよ」とひと声かけてください。また、横断歩道には点字ブロックがなく、まっすぐ渡るのが困難な場合もありますので、困っている人がいたらお手伝いしてください。



6 駅のホームで――

困っている様子を見かけたら、
声をかけてください。

駅の構内は騒音や振動が大きく、目の不自由な方の方向感覚が乱されます。特にホームでは混雑していたり、通路が狭かったり、構造が複雑ですので、困っている様子を見かけたら、「お手伝いしましょうか?」「どちらに行かれますか?」と声をかけてください。



7 食事のときなどは――

**いすをすすめるときは、
背もたれにふれてもらってください。**

いすの背もたれに手をふれてもらうと、いすの位置や方向が理解できます。またテーブルがある場合には、同じようにテーブルにふれてもらうと高さや位置がわかります。



**食べものの位置は時計の針の位置で
伝えてください。**

テーブルの上にはいろいろと物が並べてあるときは、「6時のところにケーキがあります」というように、時計の針の位置で伝える

とわかります。はしやスプーンなどが置いてある場合は、前もってふれて、確認してもらいます。



4 高齢の方とともに

1 電車やバスで——

乗るとき、降りるときは手をかして

電車やバスの乗り降りは、段差があって危険です。高齢の方を見かけたら「だいじょうぶですか？」と声をかけてください。

2 話しかけるとき

ゆっくり、はっきり話しかけてください。

高齢になると耳が聞こえにくかったり、早口で話すと聞き取りにくかったりします。大きく口を開いて、ゆっくりはっきりと話しかけてください。

3 横断歩道で——

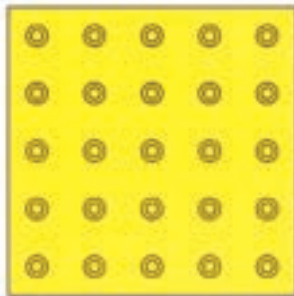
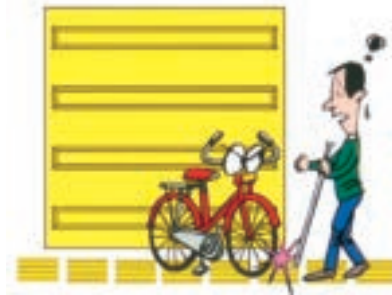
手をひいて、いっしょに渡ってください。



高齢の方は、早く歩くことができなくて、信号が青から赤に変わってしまうことがあります。見かけたら、手をかしてお手伝いしてください。

5 マナーを守ってひとにやさしいまちづくり

点字ブロック[※]を利用する人のために、点字ブロックの上には物を置いたり駐輪しないでください。



方向転換や注意が必要な位置を示す点状ブロック

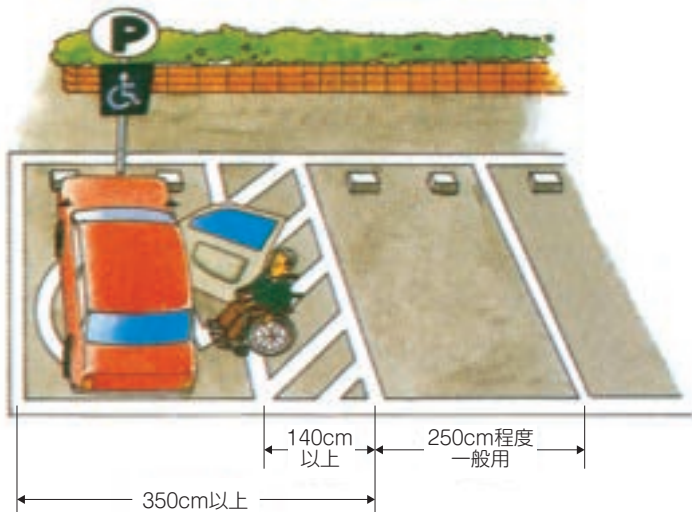


進む方向を案内する線状ブロック

※点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といいます。

車いす使用者駐車スペースは、
車いすを利用されている方のためのス
ペースです。

自動車と車いすとの乗り降りのために、
ドアをいっぱいを開ける必要があります。
一般の方は駐車しないでください。



あなたのちょっとした思いやりが
ひとにやさしいまちづくりにつながります。

仙台市 ひとにやさしいまちづくり 条例の概要



.....
このマークは、けやきの木をモチーフに、
.....
ハート、笑顔、手をつなぐ人々の姿を
.....
イメージしています。
.....

1 条例のあらまし

(1) 「ひとにやさしいまちづくり条例」とは？

建物、道路、公園などの施設が高齢の方や障害のある方を含めて、だれもが使いやすいものとなるように、これらの施設をつくる際には、バリアフリー整備をすることを定めたものです。平成8年6月に制定されました。

(2) どんなふうに整備するのでしょうか？

一例を紹介します。

- ① 出入口であれば、車いすが通りやすいように、出入口の幅を広くする必要があります。
- ② 段差をなくす（スロープをつける）。
- ③ エレベーターは、車いすを使われる方が中で方向転換できる11人乗り以上の大きさで、音声で案内する装置をつける必要があります。
- ④ 歩道であれば、交差点には車いすを使われる方が通行でき、視覚障害のある方が歩道と道路の境目を白杖や足の裏などで確認できるように小さい段差が必要です。

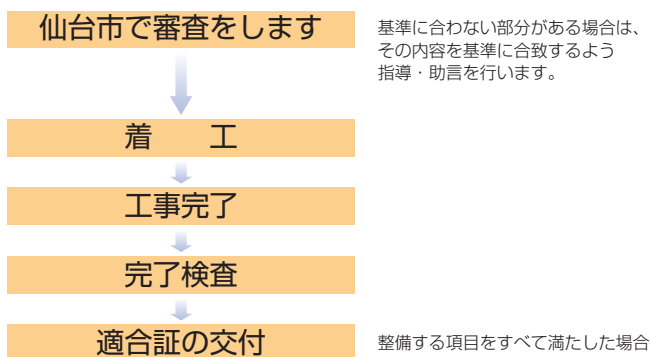
(3) どのような建物を整備することになるのですか？

社会福祉施設、病院、学校、官公庁の庁舎、金融機関の店舗、図書館などの文化施設、集会場・冠婚葬祭施設などの集会施設、美容院、飲食店、百貨店、ホテル、旅館などの施設です。

(詳しくは30ページ)

(4) どのような手続きが必要なのですか？

30ページにある施設で一定の面積以上のものを新たに建設する場合は、工事を開始する前に整備の内容について届出をしなければなりません。



2 「公益的施設」と「指定施設」

公益的施設…すべての方にとって利用しやすいものとする必要がある施設です。

指定施設…公益的施設のうち特に整備が必要な施設で、届出義務が生じる施設です。

公益的施設		指定施設
建築物	社会福祉施設 病院、診療所、助産所 学校、専修学校、自動車教習所、職業能力開発校などの学校等施設 官公庁の庁舎 郵便局、ガス、電気、電話などの公益事業の営業所等 銀行、農協、信用金庫、証券会社などの金融機関の店舗 公衆便所 火葬場 図書館、博物館などの文化施設 集会所、公会堂、冠婚葬祭施設などの集会施設 地下街など	すべての施設
	理容所、美容所	50㎡超
	飲食店 百貨店、マーケットその他物品販売業の店舗 クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店などの店舗 公衆浴場	100㎡超
	自動車車庫（機械式駐車場を除く）	500㎡以上
	体育館、ホール、スケート場、水泳場などのスポーツ施設 劇場、映画館、観覧場など 展示場など ダンスホール、遊戯場、マージャン屋、ばちこ屋など ホテル、旅館など	500㎡超
	事務所 工場	2,000㎡超
	共同住宅、寄宿舎	50戸（室）超
	鉄道の駅、バスターミナルなどの公共交通機関の施設 複合施設（共同住宅等を除く公益的施設の複合建築物で2,000㎡を超えるもの）	すべての施設
	公共交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナルなど すべての施設
	道路	道路法による道路（自動車専用道を除く） すべての施設
公園	児童遊園、都市公園、動物園、植物園、遊園地など すべての施設	
路外駐車場	路外駐車場（建築物、機械式駐車場を除く） 駐車場法第12条による届出が必要な施設	

3 バリアフリー工事の補助制度について

仙台市では、不特定多数の方が利用する施設のバリアフリー工事を応援しています。

利子補給制度

新しく建物をつくる場合やすでに建築されている建物にスロープ、ひろびろトイレ（車いす使用者が円滑に利用することができる便所）等を設置する際に、建築主が銀行などから借りたお金の利子分を仙台市で負担する制度

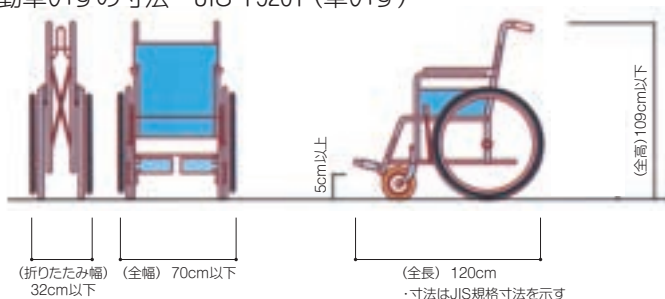
4 基準等の基本的な考え方

「整備基準」は以下の

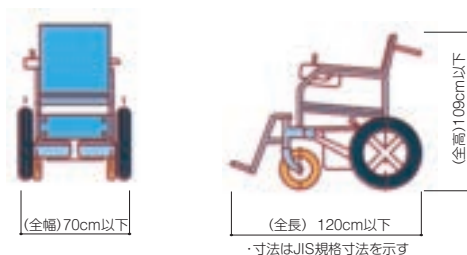
- ①車いすの基本寸法 ②車いす使用者の動作方法
③杖使用者の動作寸法 等に配慮して定めています。

①車いすの基本寸法

- 手動車いすの寸法 JIS T9201 (車いす)

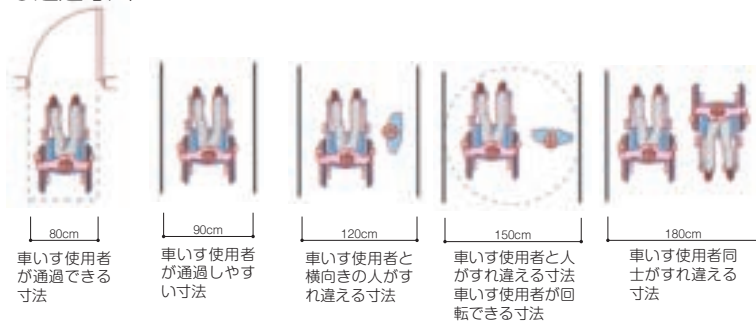


- 電動車いすの寸法
JIS T9203 (電動車いす)
自操用標準型

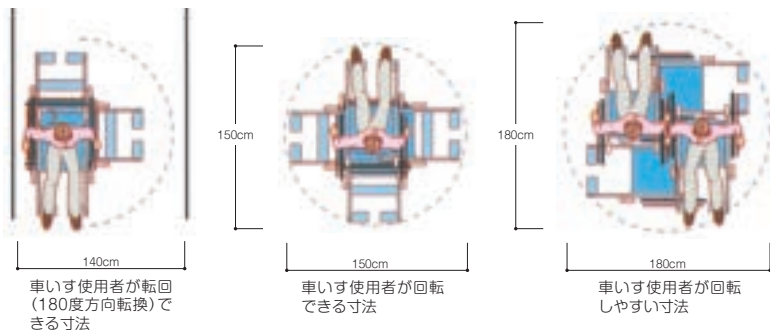


②車いす使用者の動作方法

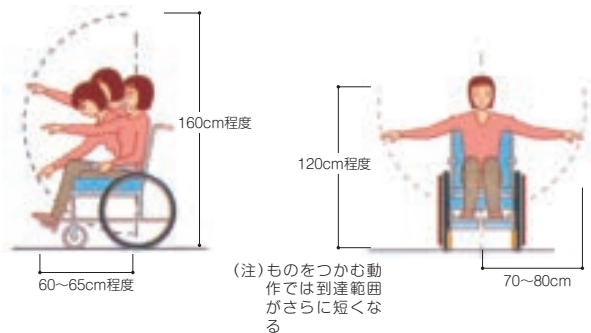
- 通過寸法



● 転回(方向転換)及び回転寸法

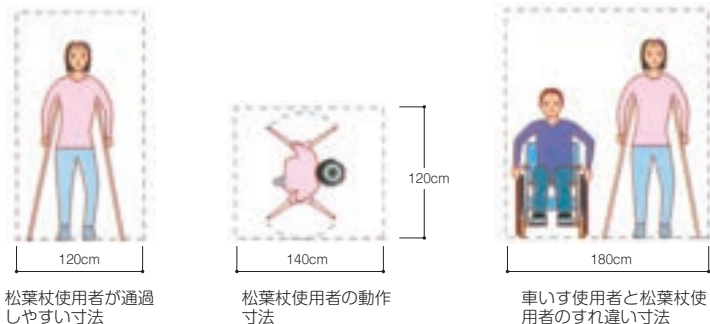


● 手の届く範囲



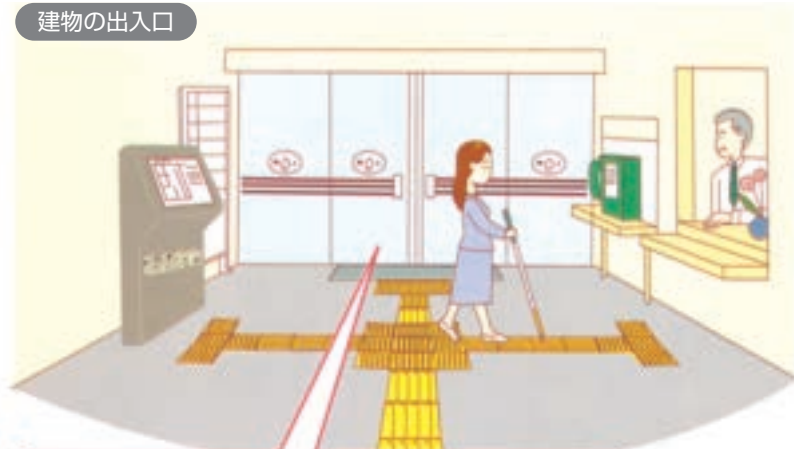
③ 杖使用者の動作寸法

● 通過寸法



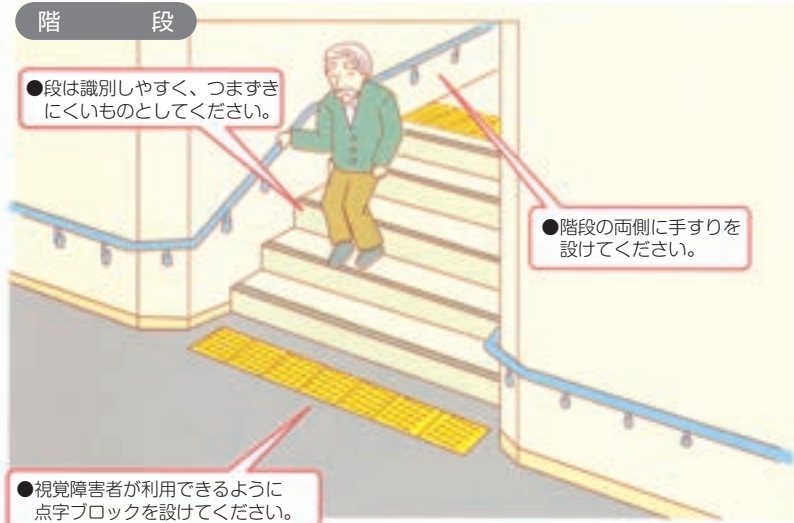
5 整備基準の例

建物の出入口



- 出入口の幅は車いすが通りやすい幅（90cm以上）にしてください。
- 扉は自動ドアまたは車いす使用者が開閉しやすいものとしてください。
- 車いす使用者の通行に支障となる段を設けないでください。

階 段



● 段は識別しやすく、つますきにくいものとしてください。

● 階段の両側に手すりを設けてください。

● 視覚障害者が利用できるように点字ブロックを設けてください。

※廊下にも手すりを設けることが望ましいです。

エレベーター

●視覚障害者が利用できるように、制御装置に点字表示を行い、乗降ロビー及びかご内には、音声による案内装置を設けてください。

●車いす使用者が利用できるように、かご内には、到着予定階や現在位置を表示する装置を設けてください。

●出入口の幅は90cm以上とし、かご内で車いす使用者が回転できるように奥行き135cm以上、床面積1.83m²以上としてください。

※車いす使用者が、後ろ向きで降りる場合に、出入口の開閉を確認することができるように鏡を設けることが望ましいです。

便所

●高齢者や障害のある方々が利用しやすい洗面器を設けてください。

●手すりを設けた腰掛け便座を設けてください。

●便所を設ける場合には、ひろびろトイレ(車いす使用者が円滑に利用することができる便所)を1以上設けてください。
●便所の出入口の幅は90cm以上としてください。
●車いす使用者にも利用できる便所にはだれでも使用できる旨を表示してください。

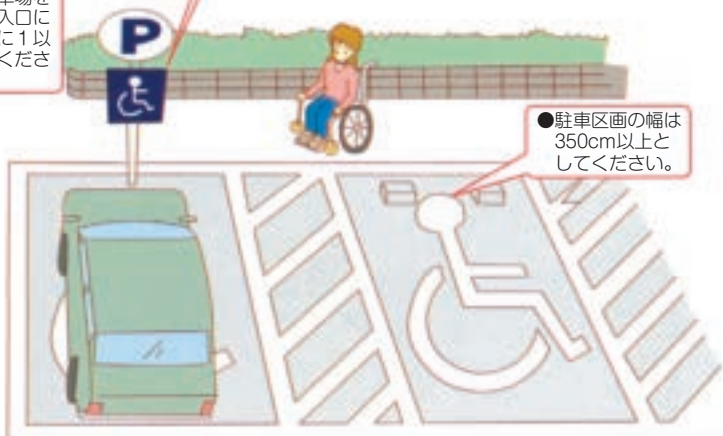
※介護用ベッド、ベビーベッド、ベビーチェア、オストメイト(人工肛門、人工ぼうこうを使用している人)対応設備を備え付けることが望ましいです。

整備基準の例

駐 車 場

●駐車を設ける場合には、車いす使用者が利用できる駐車を建物の出入口に近い場所に1以上設けてください。

●車いす使用者が利用できる駐車場には、駐車場である旨及び国際シンボルマークを表示してください。



●駐車区画の幅は350cm以上としてください。

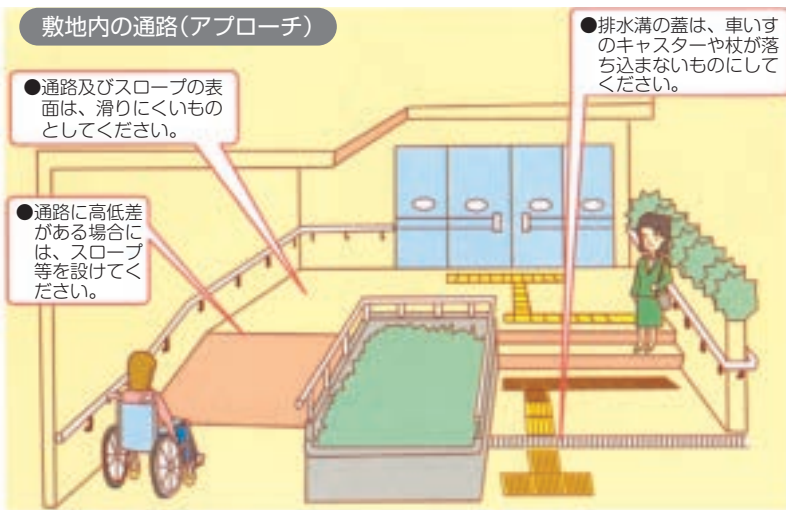
※乗降のための部分の幅は140cm以上として床面を塗装することが望ましいです。

敷地内の通路(アプローチ)

●通路及びスロープの表面は、滑りにくいものとしてください。

●通路に高低差がある場合には、スロープ等を設けてください。

●排水溝の蓋は、車いすのキャスターや杖が落ち込まないものとしてください。



●道路から建物の出入口まで点字ブロックを設けてください。

観覧席

●劇場、集会施設またはスポーツ・レクリエーション施設などの観覧席には、車いす使用者用の観覧席を設けてください。

●車いす使用者の観覧席は、1席当たりの幅90cm以上、奥行き110cm以上設けてください。

●出入口から車いす使用者の観覧席までの通路に高低差がある場合には、スロープを設けてください。

歩道

●市街地や駅舎等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道には、点字ブロックを設けてください。

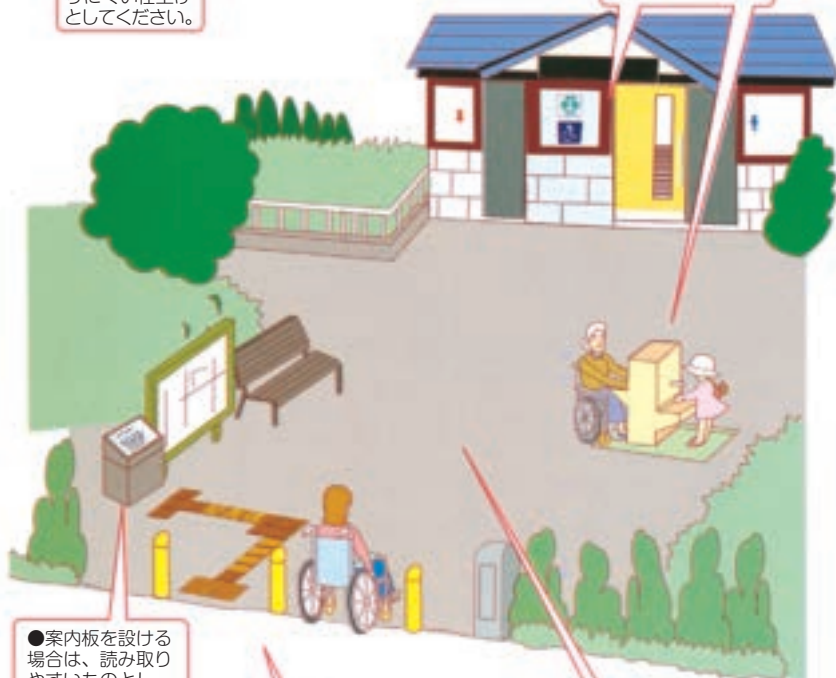
●歩道の幅は、2m以上とし、表面は滑りにくい仕上げとしてください。

整備基準の例

公園

●園路のこう配は、1/15以下とし、表面は、滑りにくい仕上げとしてください。

●便所、水飲器等は、高齢者や障害のある方々が利用しやすいものとしてください。



●案内板を設ける場合は、読み取りやすいものとし、見やすい位置に設けてください。

●出入口は、幅員120cm以上とし、段差を設けないでください。

●園路は、幅員180cm以上としてください。

バリアフリー

高齢の方や障害のある方が生活する上で妨げとなっている障壁（バリア）を取り除くこと。

ノーマライゼーション

障害のある方もない方も、共に地域で日常生活を送れるような社会こそが普通（ノーマル）な社会であるという考え方。

ユニバーサルデザイン

できるかぎりすべての方に利用可能なように、製品、建物、空間をデザインすること。

例) 細かい字が読めなくなった方のために触っただけで識別できるよう工夫された容器や文房具、握力が低下した方も利用しやすい道具類、高齢の方や障害のある方でも着やすかつかひやすくデザインされた服など

バリアフリー新法（平成18年6月21日公布、同年12月20日施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
ハートビル法と交通バリアフリー法を一本化し、公共交通機関や建築物だけでなく、道路、公園、駐車場についてもバリアフリー化を推進することを目指している。

ひろびろトイレマーク

車いすを利用されている方が使えるトイレは、面積も広く手すりもついており、どなたでも利用しやすいものですが、「専用」というイメージがあります。いろいろな方にお使いいただけるよう、建物の外側からでもそのトイレの存在がわかるように、建物の入口、トイレ前に掲示するマークです。





仙台市健康福祉局健康福祉部社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
TEL 022-214-8158 FAX 022-214-8194